平成２８年（フ）第１０号
広島県尾道市平原２丁目12番31号
債務者　山口　亜衣
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１２号
広島県福山市手城町１丁目15番４号　シゲモリコーポ２Ｆ東
債務者　槇野　幸枝
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット503号
債務者　三好あき子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
愛媛県松山市保免中２丁目14番15号　ソル・レヴェンテ301号
債務者　森川　和真
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
愛媛県松山市古川西１丁目８番31号
債務者　二神　孝行
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井440番地　神子舞住宅１―13号、住民票上の住所愛媛県伊予郡松前町大字筒井440番地　１―13号
債務者　實安　千秋
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
愛媛県四国中央市寒川町819番地　エリエールハイツ寒川806号
債務者　成本伊緒里
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２０号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目２番21号　塩見借家８号、前住所愛媛県新居浜市中村３丁目２番132号
債務者　高橋　聖司
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２１号
愛媛県新居浜市北内町３丁目７番47号、前住所愛媛県新居浜市西連寺町２丁目４番16号
債務者　大野　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県飯塚市平塚258番地85（前住所　神奈川県相模原市南区上鶴間本町５丁目18番37号コモハイツ町田201）
債務者　小路　雄太
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４０号
（前住所）　佐賀県武雄市山内町大字犬走5520番地　パストラールＢ
債務者　梅崎　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３９号
佐賀県鳥栖市弥生が丘４丁目405番地１
債務者　白濱　秋子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
佐賀市光２丁目６番３号
債務者　福田　和美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
熊本県合志市幾久富1909番地198　旭コーポ102号、前住所熊本県八代市千丁町太牟田2500番地２
債務者　宮崎　　舞
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８号
熊本市北区清水新地２丁目11番21号　ロイヤルヤマダ103号、前住所熊本市北区八景水谷３丁目７番31号
債務者　吉山　清美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５２号
宮崎市大**塚**町窪田3244番地１　ＳｕｎＬｉｆｅ―102号
債務者　黒木　幹雄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係